

法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究

—『華嚴經探玄記』篇（下）、及び総結^①

館 野 正 生

はじめに

本稿は「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴經探玄記』篇（上）」（『桜文論叢』九九巻、二〇一九年三月）の後半であるため、最初に（上）で記した問題の所在などについて簡単に振り返っておくことにしたい。

この論考は、中国華嚴宗第三祖、法蔵（六四三—七一二）の華嚴思想における重要概念である「縁起相由」について、法蔵最晩年の著作とされる『華嚴經探玄記』を中心に考察したものである。縁起相由とは、法界縁起における諸法の関係構造を、同体・異体、相即・相入といった観点から示す術語であるが、法蔵の諸著作においてその位置付けや内容は一様ではない。それにもかかわらずこれまでその差異について全く問題にされてこなかった。

そのため筆者はこれまで、撰述年代順に『華嚴經文義綱目』、『華嚴五教章』、『華嚴經旨帰』、『法界縁起章』に

記された縁起相由を比較検討してきた。そして本篇の（上）ではその最終段階として『探玄記』における縁起相由の思想を詳細に分析した。まず『探玄記』の成立時期を検討し、本書が長期間にわたる加筆・改訂を経て成立し、最晩年の思想を反映した著作であることを明らかにし、その上で、懸談中の「十由」において第一に掲げられる「縁起相由」の構造と内容を検討した。

それによって『探玄記』では、縁起相由が十門に体系化され、同体・異体およびそれらの無礙的關係が段階的に説示されている点に特徴があることが分かり、とりわけ、「法界縁起章」と比較すると、用語の整理・簡略化が進められ、「有体・無体」「有力・無力」といった枠組みも、能起・所起や依・持の關係として再構成されていることが確認された。また、同体・異体の無礙を基礎とした「同異円備義」において、十玄門との関連が新たに提示され、縁起相由が一大縁起として総合的に把握されている点は、『探玄記』独自の展開であることが判明した。

（上）における以上の考察に続き、『探玄記』で改訂が行われた理由を考察することから始めたい。

四、『探玄記』に於ける改訂の理由

① 内容・語句・構成の整備

「はじめに」でも纏めたように、（上）での調査によって、『探玄記』の縁起相由は、それ以前の著作と比較して形式や内容が整備されていることが判明した。形式面というと具体的には、「同体円備義」を加え十門に定めたこと、各項に示される同体・異体の相即・相入の特徴を表す術語を揃えたこと、異体門の体用双融、同体門の

体用俱融、同体異体の俱存無礙の三項目のまとめの句を全て六句に揃えたこと、といった点が挙げられる。しかし、このような形式的な整備より以上に、どうしても改訂が必要であった理由として、思想形成という観点から以下の諸点を指摘したい。

② 法性融通混入の排除

既に論じたように『旨帰』⁽²⁾での改訂の主眼は、華嚴の義としての法性と事相との融通を導入することにあつた。法蔵は、これを重視することによって十無礙が配された「縁起相由力」を説いたが、これは絶対の事と法性融通との混交を生じさせてしまった。そこでこれを修正するため次に「法界縁起章」が『探玄記』の「縁起相由」を改訂するための下書きとして書かれたと考えられる。ところが、『探玄記』は「十世章」、「三宝章」については説明を『三宝章』に譲っているにも関わらず、「法界縁起章」はそこに譲らず『探玄記』でもう一度書き改めている。それに対する思想展開上からの理由として筆者は、絶対の事として現されるべき「法界縁起章」に僅かながら法性融通が混入してしまっていたから、つまり絶対の事の徹底が為されていなかったためであると考える。

その痕跡は以下の三箇所に確認できる。第一には、縁起互異門（異体門）の諸縁相奪体無体（相即）の項の、「無性―所成」、「無性―有体」の対応による釈中で使用される「無性」である（大正四五・六二〇上。なお『五教章』でも同じ対応による釈が為されている。鎌田茂雄『華嚴五教章』二五〇頁／大正四五・五〇三中）。第二には、諸縁互応門（同体門）の互相形奪体無体（相即）の項の、無性と成との対応による釈中で用いられている「無性」（大正四五・六二〇中下）。第三には、応異無礙相辨同体異体門（同体異体の相辨）の中での四句による釈中の第二句

「二に或いは全体是れ同なりて、亦た入即俱に具う。法融通して各、全摂するを以ての故なり。」の中で用いられている「法融通」（同・六二〇下）である。

これら三つは本篇（上）で確認したように『探玄記』では全て改められている。なお右で挙げた「法界縁起章」の三つの語句のうち最後の「法融通」は、前後の文脈から「事法の融通」の意味であることが明瞭であるが、それにも関わらずこれらを削除しているのは、これが「法性融通」を連想させ、その混入に対する誤解を避けるためのものと考えられる。

また『探玄記』所説の縁起相由の中で「性」に言及するのは、異体門の「体用双融」で六句を以て釈する中の第六句で、

六には前の五句を泯じて絶待離言なりて性海に冥同す。

（大正三五・一二四中）

とある中の「性海」の一回のみである。「性海」とは果分不可説の境界（性海果分）を意味し、「離言」とされているように、事相と法性の融通を示したものではない。この語は法藏の思想展開に於ける重要な語句と考えられるので、後の④にて詳述したい。

以上のように『探玄記』での改訂の要点は法性融通が混入することの徹底的な排除、絶対の事の立場を徹底することにあると指摘できる。

③ 十由の構造への復帰

このことは「法界縁起章」の構成についてもいえる。「法界縁起章」の四門の中には「縁性双顕門」という、右に考察した混入を示す項目が立てられているからである。もし『探玄記』が縁起相由の説明を「法界縁起章」に譲ったならば、この四門の構成にも従うことになるため、『探玄記』ではどうしてもこれを改める必要があったのである。

そこで『探玄記』の構造は『旨帰』の「十由」に復帰することを行っている。ただし、構成は『旨帰』に範を取ったとはいえ、肝心な点が大きく改変されている。それが『探玄記』での「体用双融」に於ける六句の釈である。これは重要な改変であるため、項を改めて詳しく考察していきたい。

④ 第六句の改変に見る思想展開

もう一つ思想形成からの改変として指摘できるのは、『探玄記』で双融が示される三つの項目、即ち三、同体と異体の無礙、六、異体門の体と用との双融、九、同体門の体と用との無礙で示される六句の分別を用いた解釈の修正が挙げられる。

この中で九、同体門の体用無礙の項での釈は六の異体門に説明を譲っているため、この両者の内容は同じであることがわかる。三、同体・異体の「俱存無礙義」で述べられる六句は次図のようなものである（原文は（上）の、三の③参照）。

〈図五〉『探玄記』の三、俱存無礙義での六句の釈

- 一、挙体全住（異体に当たる）
- 二、挙体遍応（同体に当たる）
- 三、俱存
- 四、双泯
- 五、総合
- 六、全離

これを六の異体門での体用双融の六句と対比すると、全く同じとは言えないものの、ほぼ同様の解釈が為されており、『探玄記』での同体・異体の俱存、異体門の体用双融、同体門の俱用無礙の三門に対する解釈の姿勢は等しいと見て差し支えない。

この中で特に同体門と異体門の俱存無礙義での六句の内容は、同体・異体の相即・相入が無礙であることを述べるものであり、何か一つの在り方を述べた項目ではなく、大きく縁起相由全体の有り様を解釈したものを見做すことができるため、殊に重要なものである。このように重要な箇所であることを踏まえた上で、この三項の中で最も詳しく釈されている異体門の「体用双融」で述べられる六句による解釈を「法界縁起章」と比較させて検討してみたい。

まず『探玄記』の記述は以下のようなものである。

六体用双融義、謂諸緣起法要力用交渉全体融合方成緣起。是故円通亦有六句。一以体無不用故拳体全用。即唯有相入無相即義。

二以用無不体故、即唯有相即無相入也。

三帰体之用不礙用、全用之体不失体。是即無礙双存、亦入亦即自在俱現。

四全用之体体泯、全体之用用亡。非即非入円融一味。

五合前四句、同一緣起、無礙俱存。

六泯前五句、絶待離言、冥同性海。

此上三門、於初異体門、顯義理竟。

(大正三五・一二四中下)

(六に体用双融の義とは、諸、の緣起の法は要ず力用交渉し全体融合して方に緣起を成ずるを謂うものなり。是の故に円通にして亦た六句有り。一には体にして用にあらざること無きを以ての故に拳体全用なるものなり。即ち唯だ相入のみ有りて相即の義無し。

二には用にして体にあらざること無きを以ての故に、即ち唯だ相即のみ有りて相入無しなり。

三には帰体の用は用を礙げず、全用の体は体を失はざるものなり。是れ即ち礙ぐるごとく無く双つながら存し、亦た入亦た即にして自在に俱現す。

四には全用の体は体泯じ、全体之用は用亡するものなり。非即非入にして円融一味なり。

五には前の四句を合する、同一緣起なるものにして、無礙俱存なり。

六には前の五句を泯ずる、絶待離言なるものにして、性海に冥同す。

此の上の三門は、初の異体門に於いて、義理を顕わすこと竟れり。)

一方、「法界縁起章」では、三「体用双融有無門」の六句は以下のように説明される。

三体用双融有無門者、有六句。一以体無不用故、举体全用。即唯用而無体。但有相入無相即故。

二以用無不体故、全用帰体。唯体而無用。但有相即無相入也。

三帰体之用、不礙其用、全用之体、不失其体。是故体用不礙双存、即亦入亦即、無有障礙鎔融自在。

四全用之体体泯、全体之用用亡。是則体用交徹形奪兩非。即入同源円融一味。

五合前四句、同一縁起、無礙俱存。

六泯前五句、絶待離言、応可去情如理思摂。

（大正四五・六二〇上〜中）

（三）に体用双融有無門とは、六句有り。一には体にして用にあらざること無きを以ての故に、举体全用なるものなり。即ち唯だ用のみにして無体なり。但だ相入のみ有りて相即無きが故なり。

二には用にして体にあらざること無きを以ての故に、全用帰体なるものなり。唯だ体のみにして用無きなり。但だ相即のみ有りて相入無きなり。

三には帰体の用、其の用を礙げず、全用の体、其の体を失わざるものなり。是の故に体用礙げずして双つながら存し、即ち亦た入亦た即にして、障礙有ること無く鎔融自在なり。

四には全用の体は体泯じ、全体の使用は用亡するものなり。是れ則ち体用交徹し形奪して両つながら非なり。即入同源にして円融一味なり。

五には前の四句を合する、同一縁起なるものにして、無礙俱存なり。

六には前の五句を泯ずる、絶待離言なるものにして、応に情を去りて理の如く思ふべきの摂なり。）

右の『探玄記』と「法界縁起章」の対応関係は次のように整理できる。

〈図六〉「法界縁起章」「体用双融有無門」の六句と『探玄記』「体用双融」の六句との対比

「法界縁起章」

『探玄記』

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 一、拳体全用（唯用） | 一、拳体全用 |
| 二、用無不体（唯体） | 二、用無不体 |
| 三、体用不礙双存 | 三、体用無礙双存 |
| 四、体用交徹円融一味 | 四、非即非入円融一味 |
| 五、同一縁起無礙俱存（前四句を合する） | 五、同一縁起無礙俱存（前四句を合する） |
| 六、絶待離言、応可去情如理思摂 | 六、絶待離言、性海冥同 |

この中の第五句は双方とも全く同文である。ここには前四句に於ける体・用の四つの在り方を合する縁起の有様を示され、これが同体・異体の六句にも通じている。このことから第五句は同体・異体の相即・相入の四つの在り方を全て合するという、「縁起相由」の内容そのものであることがわかる。

次の第六句は、「法界縁起章」では（書き下し傍線部）、

六には前の五句を泯ずる、絶待離言なるものにして、応に情を去りて理の如く思ふべきの撰なり。

とされ、この後半が『五教章』に通じている一文であることは（上）で考察した通りである。『探玄記』では（書き下し傍線部）、

六には前五句を泯ずる、絶待離言なるものにして、性海に冥同す。

とされ、前半は全く同じであるが、後半が「絶対離言、冥同性海」に改められていることがわかる。『探玄記』では、「法界縁起章」での「理の如く思う」という状態が超克された、「性海に冥同する」という表現に改められ、絶対離言の境界が示されている。この「絶対離言、冥同性海」は不可説、性海果分に通じていることは明らかである。それゆえこれを縁起因分・性海果分無二の在り方から類推するならば、この果分不可説の境界として第五句に示される「同一縁起無礙俱存」の縁起相由の世界、つまり化他・化導としての縁起因分の世界が成立する、という構造となっていることが、この第五・六句から考えられる⁽³⁾。

加えてこのような構成は、十由に於ける「仏の力」という原因によって法相円融が成立する、という在り方に通じている。『探玄記』に於いてこの十由の構成に立ち戻った理由は、このような「冥同性海」の徹底という法蔵自身の思想展開に起因するものであると考えられ、それが「法界縁起章」を書き改めなければならなかった大きな理由であると考えるのである。

結論

① 法蔵の思想的立場の終局

「法界縁起章」は、絶対の事の世界に法性融通が混入していると見做される部分があるということや、直前で調査したように、第六句の「理の如く思う」という部分が、『探玄記』では「性海に冥同する」という一文に改変されていることから、「法界縁起章」の時点での法蔵には、絶対離言の境界を「理の如く思う」といった、いまだ向下門、仏性現起としての性起の立場が徹底していない様子が窺われる。

これに対して『探玄記』に於いては法性融通の名残りを払拭するなどの細かい改訂を行っていることや、十由の第七に「果徳円極故」を新設していること、第六句で「冥同性海」への改変を行っていること、十由の構成に帰っていることといった諸点から、法蔵は「法界縁起章」以後「性海に冥同する」という境界、絶対の事の境界の徹底がなされ、この思想的展開によって「法界縁起章」での縁起相由の内容を改訂する必要が生じたと考えられる。

法蔵はまず、『五教章』で向上門に身を置き華嚴別教の事即絶対のみ自らの立場としたことから展開していき、向下門・性起門の立場を徹底していった。このことは、先の六句の分別でいうならば、第六句の性海が、即、第五句の縁起の世界として顕現し、その中に第一句から第四句までに示した一切の在り方が成立している世界観であり、簡略に言えば、性海即一切という性起の境界であり、法蔵はこの境界に至ったのである。そしてここに法蔵華嚴思想形成の終局を見るのである。

② 「縁起相由」と「法性融通」の並記について

『探玄記』で『華嚴經』の經文に対する解釈が為されて行く第十「隨文解釈」の中では、たびたび「縁起相由」と「法性融通」が並び記されている。例えば卷四「光明覺品」の釈中（大正三五・一七三下）で、經文が異体即入と同体即入について説いていると解釈し、縁起相由門と法性融通門との二門を挙げて無礙の論証にしている。このような記述が存在する理由を考察するならば、「縁起相由」と「法性融通」は双方とも性海果分という境界、あるいは十由での「仏の力」、に於いて成立している縁起として同列であるが、「縁起相由」は華嚴の絶対の事の縁起を直接表現したもの、「法性融通」は化他・化導を主として相對表現を以て表されたものと捉えることができる。前者は一乗を直顯する法門、後者は三乗寄顯の法門に当てることもできる。この両門の立場が明らかにされ、さらにこれらが性海果分に於ける顯現であるという境界とが相俟って、華嚴の縁起として『探玄記』ではこの二門が並記されていると考えられる。

最後に法蔵によって完成した『探玄記』の「縁起相由力故」の構成を図示しておきたい。

〈図七〉『探玄記』「縁起相由故」の構成

縁起本法

- 一、諸縁各異義（異体）
- 二、互遍相資義（同体）
- 三、俱存無礙義（同体異体双融）

異体門

四、異門相入義（異体相入）

五、異体相即義（異体相即）

六、体用双融義（体用双融）

同体門

七、同体相入義（同体相即）

八、同体相即義（同体相入）

九、俱融無礙義（体用双融）

同体異体無礙

十、同異円備義（同体異体双融）

総結

本稿は法蔵の華嚴思想の形成過程を逐うものの一つであり、さらに、そのうち縁起相由について、註（1）に記した各稿にて法蔵が華嚴思想を説いた四つの著作に於ける内容を対比調査してきた最後に当たるものであるため、ここでこれまでの考察全体を総結として記しておきたい。

法蔵が華嚴思想を表明した著作全てで縁起相由は説かれているが、その全てで内容が異なっており記されている。その理由として筆者は最晩年まで改訂が為された『探玄記』に至る、法蔵に於ける華嚴思想の追究の跡、思想展開の軌跡として捉える。これに対して、著作ごとに縁起相由の内容が異なっており説かれているのは、対機のために

説相を変えた故ではないかという見解も考えられようが、しかしこれまでの拙稿でそれぞれの著作性について調査し明らかにしたように、これは当てはまらない。なお、この思想形成という観点に関しては、例えば鎌田茂雄氏が、

法蔵の思想は通常果上現の法門といわれるように、仏陀・華嚴の立場にたって展開したものであり、海印三昧に住した仏の自覚内容をあらわしたものである。そのため終教的な立場を超えて、華嚴別教の立場にたとうとした。たとえば彼が『探玄記』のなかで十玄門を新たに組織するにさいしては、智儼の『十玄門』や、法蔵の若き時代の著作である『五教章』の十玄門の唯心廻転善成門を捨て去った如きである。

（『中国華嚴思想史の研究』一三五頁）

とされているものである。

以下、まず註（一）に列挙した各拙稿を振り返って、その要点のみを簡略にまとめていく。

①『五教章』⁽⁴⁾

まず『華嚴五教章』では、「縁起相由」の語は使用されておらず、「義理分齊」第九が四門に分けられる中の第三「十玄縁起無礙法門義」の「以喩略示」にて、同体・異体の相即・相入として説かれている。それは華嚴別教の分齊とされ、理性等の介入を排除した絶対の事を説いたものとなっている。一方でこれも『五教章』より後に名付けられることになる「法性融通」は相性通融などとして「三性同異義」第二で示され、自身が立脚する華嚴

別教一乗の分齊とは明確に一線を画して示されている。自身が別教一乗に立脚していることは、巻頭にて華嚴別教を因分・果分に分けるとした言葉を、再びこの「十玄縁起無礙法門義」第三の初めに置いていることによっても明らかであるが、しかしながらその「十玄縁起無礙法門義」第三の説示中には数箇所、法性融通に関わる語が「形対の果」、「縁成無性」などと見られるのである。そこで、その箇所の内容を調べると、問答の中であるなど、全て他に対する説明として示された場合であることがわかった。このことから法蔵は『五教章』に於いて、理性等の介入をゆるさない華嚴別教一乗の縁起のみを自らの立場として、それを直顕しようとしているのであるが、一方で、そこに向かう向上門の者に対して説明する場合には理—事など相對表現を用いた、三乗寄顕の説示が為されなければならないが、この位置付けが押さえられていないため両者の差異が明瞭になっていない。そのため、別教一乗直顕の説示の中に「形対の果」や「縁成無性」という因分として説かれる果分が混入せざるを得なかったのである。

②『文義綱目』⁽⁵⁾

次に『文義綱目』の第四「義に約す」の内容を見ると、そこには同体・異体の構造が述べられていないことが判明した。これが華嚴の義理を顕わす一段であることから考えるならば、『五教章』の「義理分齊」が著される以前の作であることが判明することとなった。

③『華嚴經旨歸』⁽⁶⁾

『華嚴經旨歸』では、「經の意を積す」第八で法相円融の所因が十種（十由）説かれている中の九番目に『五教

章』での同体・異体の相即・相入が、初めて「縁起相由力」と名付けられ収められていた。

ここでは大きな改訂が施されている。そもそも十由の構造自体が『五教章』には見られなかったものであり、しかもその第十番目には『五教章』に於いて華嚴別教の絶対の事の立場とは一線を画されていた事相と理性の融通が「法性融通力」と名付けられて置かれ、また「縁起相由」には、この『旨帰』で改訂された十無礙を当てはめた解釈が取り入れられているが、その内容は法性融通との混交が為されたものとなっていた。

このような『旨帰』に於ける改訂の特徴は、一に『五教章』で顕した十義・十玄を、「経の義を顕す」第七に於いて十対・十無礙に改変して示しているところに端的に現れている。十義を十対に改めたのは、法性の融通（あるいはそれを大きく包んで相對の關係）の在り方を導入するため、さらに十玄を改めた十無礙は、理趣を事法に喩えることによって無礙を現すため、という立場を取っており、これもやはり事と理の融通、さらに大きくは相對を華嚴の義・意に取り入れようとしているものであり、絶対の事と理事無礙との融通の立場に大きく傾いていることがわかった。このことから『旨帰』時点の法蔵はこの両立場の差異が未だ確立されておらず、それゆえその間にあってこのような思想的な「揺れ」を生じていることが窺い知れ、振り返って『五教章』で絶対の事を説示する中に混入していた「形對の果」、「縁成無性」などが『旨帰』での大改訂へ発動する芽になっていたことが判明するのである。

そして第二の特徴は「十由」の導入であり、その全体の内容からは、法相円融の原因として「仏の力」を述べようとしていることが知られ、これによって縁起相由・法性融通などが「仏の力」に於いて成立するという立場の導入を窺うことができた。ちなみに『旨帰』では「縁起相由力」、あるいは「法性融通力」と「力」が付されているのはその故であると考えられ、この「仏の力」は海印三昧、果分不可説に通じるものであり、これによつ

て『五教章』で因分・果分に関与しなかった性相通融の立場も「仏の力」(果分)による成立とされたことになる。これは例えば『華嚴經』「賢首品」に、

一切示現無有余、海印三昧勢力故。

(大正九・四三四下)

(一切示現して余り有ること無きは、海印三昧勢力の故なり。)

とあるように、一切が仏の三昧力であるという思想的立場を実現し、それを言葉にすることを希求したことによる改変と考えられる。

④ 『三寶章』の「法界縁起章」⁽⁷⁾

『華嚴經明法品内立三寶章』の巻下に収められる「法界縁起章」では、法界縁起の要として、

- 一、縁起相由門
- 二、法性融通門
- 三、縁性双顯門
- 四、理事分無門

の四門が立てられているものの、第一の「縁起相由門」のみが詳細に解釈され、他は未だ作成していないことを

述べて終わっていた。

この縁起相由の解釈を調査すると、『旨帰』の用語を用いつつも、溯って『五教章』の構成・文章に範を取りながら書かれ整備、改訂されていることがわかったが、その特徴は『旨帰』に於いて為された、「十無礙」の導入に見られる法性融通との混交が払拭されていることであり、これは、第二門として「法性融通門」が立てられていることから考えると、華嚴の義としての法界縁起について、この二門それぞれの立場を明確にしようとしていることがわかる。しかしさらに第三門として「縁性双顕門」、第四門として「理事分無門」が立項されていることからみるならば、『旨帰』に見られた縁起相由と理事無礙とが混交する立場もいまだ存している様子を窺うことができる。『旨帰』での「縁起相由」の内容が先のようなことを考慮するならば、「縁起相由」のみ詳しく改変しなければならぬ理由は自ずと明らかであるが、その内容を細かく逐ってゆくと、やはり『旨帰』に見られたような理性等の混入はほとんど除去されていることが確認できる。

このようなことからここでは縁起相由と法性融通に注目してこれを四門によって整理し、法界縁起の要として述べようとしていることがわかるが、それは縁起相由の思想が深められたことと、それらを大きく包み込む思想的立場への進展に依るものと考えられる。なおここでは『旨帰』で用いられた十由の構造が取られていないことに注意が必要となる。

⑤ 『探玄記』⁽⁸⁾

『探玄記』での縁起相由は、第九「義理の分齊を顕す」で諸法が混融無礙なることの因縁として十類（十由）が挙げられる中の第一門として示されていた。ただしこの第一門のみ新たに改訂が施され、それ以外は列名のみ

為され、全く同じではないにも関わらず解釈は全て『旨帰』の十由に譲られていた。

「法界縁起章」と『探玄記』の「縁起相由」を対比すると、まず構造面では「法界縁起章」では明瞭な列名は為されておらず、内容から九門であることが受け取れるのみであったのに対し、『探玄記』では明確に十門が列名され、また細かい分類も整えられていることがわかる。

次に内容面では一つに、「法界縁起章」の文章を受け継ぎつつ、用語を揃えるなど整備が施されていることがわかったが、さらに細かく文章を対比すると、「法界縁起章」に使用されている「無性」、「法融通」の語が全て除去され、法性の融通に関連する語が一切使われていないことがわかった。「法界縁起章」にこれらの語が混入したのは『五教章』の文章に範を取った故であろうと思われ、これらを一掃することで絶対の事としての縁起を徹底せしめたものである。

二つに十由の構造への復帰である。この第一「縁起相由」以外は項目名を示すのみであり、そのうち一つの項目名と順序が大きく異なっているにも関わらず、他の解釈は『旨帰』に譲られているが、これは『旨帰』の十由が法相円融の原因として「仏の力」を暗に示していたことに復帰したものであり、その構造が間違っていないからこそその復帰である。

さらにこれに関連して三つに、重要な改訂である「体用の双融」の項で為された六句による釈中での表現の變化が挙げられる。その第五句は両書とも全く同じ、

五には前の四句を合する、同一縁起無礙俱存なり。

という句であったのに対し、第六句については「法界縁起章」では、

六には前の五句を泯ずる、絶待離言なるものにして、応に情を去りて理の如く思ふべきの撰なり。

とあり、『探玄記』では、

六には前の五句を泯ずる、絶待離言なるものにして、性海に冥同す。

とその後半が改められていたことである。この第五句は縁起相由を語ったものと見え、その世界が泯じた状況が「法界縁起章」では絶待離言でありながら「理の如く思ふ」というものであったのに対し、『探玄記』では「絶待離言、冥同性海」と、「理の如く思ふ」行為者が無くなり、性海そのものとなっている。つまり性海果分としての絶待離言、冥同性海の境界が、即、縁起因分としての第五句の縁起相由となることになる。またこの改訂内容は、十由の中で、項目自体改められた唯一のものが『探玄記』での「果徳円極故」であることにも通じている。

こうして『探玄記』に至って、仏の三昧と即なるものとしての縁起相由と法性融通それぞれが内容を整備されて示されることになったのである。

以上のような改訂の全体を思想形成の展開からみるならば、まず『五教章』では、第三「十玄縁起無礙法門

義」にて示す別教一乗の法界縁起のみを自らの立場とし、他を切り離す姿勢であり、とくに絶対の事の縁起としての同体・異体の相即・相入と、事と理の融通する性相通融とをはつきりと峻別する向下門のみ強調する立場にあり、次に『旨帰』ではこれを省みて、『五教章』での峻別する姿勢から、向上門の導入を追究し、包括するよう華嚴の義・意としての絶対の事の縁起の中に法性と事相（理と事）の融通が導入され、思想的立場の展開が為されたということが出来る。しかし実際には絶対の事の縁起と法性融通とが同じ水準で混交してしまっているということから、ここには法蔵自身の思想立場に於ける「揺れ」が窺われ、未だ向上にあると見受けられた。加えてここでは「仏の力」という原因によって一切が成立するものと改訂された。

次に「法界縁起章」では、理性を排除した絶対の事の縁起（縁起相由）が『五教章』に範を取りながら記され、縁起相由の内容が明確にされたが、他の項目名からはその両門の混交の様子がみえ、加えて「理の如く思う」という法蔵の主體的立場が残存していることが解釈の中に窺われるように、やはりいまだ『旨帰』の水準を引きずっていることが窺えた。

次に『探玄記』では、「冥同性海」、果徳円極なる境界として絶対の事、法性融通などの在り方が成立するといふ境界へと展開し、それゆえ『旨帰』の十由に於ける、原因としての「仏の力」による成立という構造に戻った。縁起相由については、とくに『旨帰』では理事の混交、「法界縁起章」では性海に於ける縁起相由という境界が未徹底であったことが書き改められ、こうして『探玄記』に至って性海として縁起相由、法性融通、さらにその他の縁起の在り方が障礙無く存在するという構造が明確に成立し、これを以て法蔵の華嚴思想が最終的に形成されたのである。

【註】

(1) 本稿は「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴經探玄記』篇（上）」（『桜文論叢』九九卷、二〇一九年三月）に続くものであり、「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究」と題して法藏の思想形成を調査してきた左に記す各論考の最後に当たる。そのため、最後に総括を加えるものである。

本考察は「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴五教章』篇（上）」（『桜文論叢』六八卷、二〇〇七年二月）、「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴五教章』篇（下）」及び「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究（第二）—『華嚴經旨歸』篇（同、七八卷、二〇一〇年十一月）、法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『法界縁起章』篇（同、八一卷、二〇一一年二月）に連続したものである。

なお、本稿で用いる『華嚴經探玄記』の原文は底本に大正藏經三五卷所収のものをを用い、甲本、乙本との校異はその脚註に記されるものであるが、加えて『大日本統藏經』第一輯、第四套、第一冊に収められるものとの校異も記した。また、『華嚴五教章』の引用については和本を用いた鎌田茂雄氏の『華嚴五教章』を使用し、参考として大正藏經四五卷の頁数を記すことにする。

(2) 註(1)の拙稿のうち、「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究（第二）—『華嚴經旨歸』篇」にて詳細に考察した。
 (3) なおこの第六句の後半を改め、「冥同性海」としたことは、『探玄記』の十由で七「果徳円極故」が新設されていることに共通するものと思われる。またこの六句の分別は十玄中に於いても為されており、法藏の思想形成にとって重要な鍵となる説示である。

(4) 拙稿「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴五教章』篇（上）」、「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴五教章』篇（下）」及び「華嚴經文義綱目」篇」

(5) 拙稿「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴五教章』篇（下）」及び「華嚴經文義綱目」篇」。

(6) 拙稿「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究（第二）—『華嚴經旨歸』篇」

(7) 拙稿「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『法界縁起章』篇」

(8) 拙稿「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究—『華嚴經探玄記』篇（上）」

【参考文献】

鎌田茂雄『華嚴五教章』仏典講座二八、大蔵出版、一九七五年五月

- 同 『中国華嚴思想史の研究』 東京大学出版会、一九六五年三月
- 館野正生 「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究」 『華嚴五教章』 篇（上）（『桜文論叢』 六八卷、二〇〇七年二月）
- 同 「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究」 『華嚴五教章』 篇（下） 及び 『華嚴經文義綱目』 篇（『桜文論叢』、七〇卷、二〇〇八年一月）
- 同 「十義の変遷に見る法蔵華嚴思想の形成（後篇）」（『桜文論叢』、第七一卷、二〇〇八年七月）
- 同 「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究（第二）」 『華嚴經旨歸』 篇（『桜文論叢』、七八卷、二〇一〇年一月）
- 同 「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究」 「法界縁起章」 篇（『桜文論叢』、八一卷、二〇一一年二月）
- 同 「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究」 『華嚴經探玄記』 篇（上）（『桜文論叢』、九九卷、二〇一九年三月）